

サービス管理責任者・児童発達支援 管理責任者と「関係機関連携」

社会福祉法人唐池学園貴志園
神奈川県意思決定支援専門アドバイザー
富岡貴生

1. 利用者参加による会議開催の実践

- “意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの①生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要”
- “家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定する手がかりとなる”
- “本人の日常生活における②意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要”
- “本人が意思決定支援することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な「様子」が含まれている場合がある ③客観的な整理や説明できないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定支援を支援する上で重要な参考資料になる”

* 意思能力についてのアセスメントは、身体機能面や生活関連動作などとは違い、数量化しにくいところがあるため、目に見えにくい

(国ガイドラインより)

「様子」とは、日常生活場面での本人の行動、表情、感情などの内的動機をよく観察し、利用者の多彩なエピソードの「様子」から意思を推測していく作業となる(様子には本人参加が不可欠)。

神奈川県における意思決定支援の流れ

(前提) 保護や治療、保安、更正の「客体」としての障害者観から人権の「主体」として捉える障害者観に立脚。この「主体」を守るために「権利擁護」は存在し、意思決定支援が行われる。

(I期)

○状況整理、情報収集、**アセスメント等**

連携期
(II期)

○**日常生活場面での意思決定支援**、情報提供、見学・体験等

チームによる本人の意思確認（繰り返し） **様子（本人参加）**

意思決定支援検討会議

日常生活場面

社会生活場面

検討期
(III期)

本人の明確な意思の表出、確認ができる **様子**

YES

NO

○可能な限り自ら意思決定ができるよう支援
意思決定支援検討会議

①本人の意思

支援つき意思決定ができる **様子**

決定期
(IV期)

意思決定支援検討会議

YES

NO

○意思決定支援を尽くす
意思決定支援検討会議

②支援つき
本人の意思

本人の意思及び選好の推定ができる **様子**

(ガイドラインの定義)

意思決定支援とは、自ら意思を決定する①ことに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認②や意思及び選好を推定③し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討④するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう

YES

NO

③推定された
本人の意思

④最善の利益

意思決定支援検討会議

意思決定支援検討会議

担当者会議

様子

津久井やまゆり園での取組の成果

1 支援者の変化

- 本人の小さな変化に気付くようになった。
 - ストレングスに着目し、活かしていく支援を考えるようになった。
 - 本人の様子を丁寧に記録するようになった。
 - 「まずはやってみよう！」という意識が変わった。
- ➔ 支援の質が向上した。利用者の笑顔を見ることが増え嬉しい。

2 利用者の変化

- 本人の意思を尊重し、可能性を引き出そうとする関わりが増えたことで、表情や意思の表出が増えるなど、本人自身の変化が見られた。
- 積極的に話しかけることが増えた。(他者とのやり取りの増加)
- 自分で決めて選ぶことが増えた。(経験・機会の増加)
- 笑顔、拒否など意思表出が増えた。
- 施設職員以外の人との交流機会が増えた。

2. 関係機関連携による支援実践

災害対策部会での取組

部会メンバー

あやせSVN 肢体不自由児者父母の会 身体障害者福祉協会 手をつなぐ育成会 あがむの会
神奈川県社会福祉士会 綾瀬市社協 老人ホーム杜の郷 道志会老人ホーム 老人ホーム泉正会 貴志園
綾瀬ホーム さがみ野ホーム 危機管理課 福祉総務課 障がい福祉課 障がい児者相談支援センター

災害対策部会の特徴は、障がいや高齢の縦割りを無くし、日ごろから顔の見える関係を構築することで、災害時に被災した当事者を迅速かつ柔軟に受け入れるための体制を作ること。

今年度の目標 避難所運営マニュアル（あやとも協議会版）作成

（令和4年度完成予定）



Aグループ（避難所に行くまでの流れを確立）

被災→一時避難→相談→避難所

- ①相談窓口を保健福祉プラザに仮設定
- ②神奈川災害派遣チームに運営を担ってもらう
- ③必要な備品は何か
- ④DWATの普及の必要性
- ⑤想定される相談・質問内容



Bグループ（避難者を受け入れるにあたって入所日から退所までを想定した流れの確立）

避難所入所→避難所生活→退所

- ①入居者と避難者を分ける
- ②受け入れ可能人数（統一的なルール）
- ③スタッフの必要数、スキル、役割
- ④障がい・高齢のスキルの違い
- ⑤受け入れ以前に必要な情報



Cグループ（避難所を利用する対象者を理解するために最低限の知識や技術を習得するために必要な事項の検討、避難所における生活・当事者理解の研修会の企画

①対象とする障がい等種別

身体障がい、知的障がい、難病、発達障がい、認知症、介護認定を受けている人

②障がい等の特性と避難所における留意する事項

③当事者としての心配事や課題

避難先が決まっているとよい

薬の問題

自宅で避難

果たして避難生活が出来るのか

場所に慣れることが出来るのか

東日本大震災の事例を参考にしてみるとよい

高齢・知的・発達の人と一緒に過ごすのは困難

パーティションで区切る。

④当事者理解のための研修会の開催に向けた計画



新型コロナウイルス感染症に伴う市内事業所間の連携について



センター業務での対応

- 1.緊急事態宣言 発令後
 - 相談員の在宅勤務による電話等での相談対応
- 2.緊急事態宣言 解除後
 - 相談業務について
一般相談支援事業、就労相談支援事業については通常業務を再開

【来所相談】

- 面接時のパーテーション、手指消毒、検温、連絡先の記入、マスク着用、室内の換気をしたうえで実施。

【訪問相談】

- 訪問セット(マスク、消毒液、フェイスシールド、使い捨てスリッパなど個別の「感染予防訪問セット」を用意し、実施している
- 会議の開催:7月から三密対策他、予防策を実施したうえで、徐々に再開

地域支援としての対応

【基本姿勢】

- **基本姿勢:市内事業所・綾瀬市の相互の協力体制をつくる。**
- 市内関係団体、関係基幹への情報提供を行う。
- 県央圏域、神奈川県への状況報告

【協議・研修・情報提供の取組】

- 毎月綾瀬市との調整会議実施
- 4月10日市内居住系事業所の情報交換、応援体制づくりの会議開催。
- 5月1日障がいサービスの臨時的取扱いについて通知を発信
- 5月18日居住系事業者を対象として感染症対策勉強会
- 8月4日通所系事業所を対象とした感染予防勉強会